

入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び大和郡山市契約規則（昭和 39 年大和郡山市規則第 8 号）第 3 条に基づき、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 28 日

大和郡山市長 上田 清

1. 契約担当部局

〒639-1005

奈良県大和郡山市植槻町 6 番 10 号
大和郡山市 上下水道部 業務課
電話 0743-58-5602
FAX 0743-52-1923

2. 入札に付する事項

- (1) 入札件名 大和郡山市上下水道部清掃業務包括委託
- (2) 業務内容 入札仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和 7 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日まで（36 ヶ月間）
- (4) 委託場所
大和郡山市植槻町 6 番 10 号 大和郡山市上下水道部本館・北郡山浄水場
大和郡山市額田部北町 1038 番地 昭和浄水場
- (5) 入札方法 入札書記載額は、委託期間（36 ヶ月）内における委託料総額（消費税相当額は含まない）を 36 月で除した額（1 ヶ月分の委託料）を記載すること。
なお入札額に 110/100 を乗じた額をもって契約額とする（1 円未満の端数が出る場合は切り捨て）。

3. 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 号もしくは第 8 号に定める奈良県知事登録がされていること。
- (2) プライバシーマーク付与認定又は ISO/IEC27001 及び JISQ27001 認証のいずれかを取得している者であること。
- (3) 奈良県内に本店、支店または営業所のある法人であること。
- (4) 大和郡山市の令和 7 年度の物品購入・委託業務等業者登録（指名競争入札参加資格者名簿）に登録がなされている者であること。
- (5) 大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録の入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (6) 官公需適格組合等にあっては、その会員及び構成員が当該入札案件について入札参加し、資格確認を受けていないこと。
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(9) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。

(10) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者であること。

- ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。
- ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。
- ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。
- ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。

(11) 日常清掃業務について、下記①の対象期間、②の対象施設に対して、元請けとしての履行実績として下記③の実績を複数件（2 件以上）有していること。

ただし、下記①の対象期間において当該発注案件にかかる業務及び大和郡山市公共施設で同等以上の業務を誠実に履行されたと認められる者については、以下に関わらず（11）の資格を満たしているものとみなす。

①対象期間

令和 2 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの期間

②対象施設

奈良県内の官公庁物件

③実績

- ・下記ア～ウのすべてを満たして実績 1 件とみなす。
 - ア. 対象期間中に連続 24 ヶ月以上の履行履歴がある。
 - イ. 同期間内に 2 施設以上 を同時に履行している。（一括契約、個別契約は問わない。）
 - ウ. 延床面積合計 2,200 m² 以上の履行している。
- ・前項の実績には 1 施設あたり延床面積 1,200 m² 以上の建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物を含む履行実績を 1 件以上有すること。
- ・いずれも奈良県内に所在地がある本社・支社・営業所等が再委託ではなく直接委託を受けて締結した契約実績であること。

4. 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

入札説明書等は令和 7 年 3 月 28 日に大和郡山市公式 HP（下記）に掲載する。

https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/gyomuka/nyusatsu_keiyaku/3/15979.html

5. 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限 令和7年4月8日（火） 17時00分（必着）

(2) 提出場所 〒639-1005

大和郡山市植槻町6番10号

大和郡山市上下水道部 業務課

(3) 提出方法 持参または郵送による。

6. 開札の日時及び場所等

(1) 開札の日時及び場所

令和7年4月22日（火） 14時00分

奈良県大和郡山植槻町6番10号 大和郡山市上下水道部 2階 会議室

(2) 入札書の提出方法（以下の方法のいずれか）

・入札書を封筒に入れ、書留郵便で令和7年4月21日（月）17時00分まで必着とする。

・入札書を封筒に入れ、契約担当部局に令和7年4月21日（月）17時00分までに直接持込で手渡しにて提出し、受領書を受け取ること。

(3) 郵送で提出する場合の提出方法は、書留郵便に限る。

7. 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8. 入札手続等

(1) 入札保証金 25,000円（以下に該当する場合は免除）

（入札保証金免除規定）

大和郡山市契約規則（抄）

第6条 第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。

(1)一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2)令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10（以下に該当する場合は免除）

(契約保証金免除規定)

大和郡山市契約規則（抄）

第 22 条 前条第 1 項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（省略）

(3) 競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（省略）

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 支払条件

入札仕様書によるものとする。

(6) この契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約とし、当該契約にかかる予算の成立を条件とする。

よって本契約の締結日の属する年度の翌年度以降の委託者の歳出予算において、受託者に支払うべき委託料が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができるものとする。

9. 特記事項

(1) 事業統合による本公告の継承

大和郡山市水道事業が令和 7 年 4 月 1 日に奈良県広域水道企業団（以下、企業団という。）に事業統合されることから、同日以降の本公告に関する入札業務や契約等は企業団に継承される。

(2) 名称の読み替

上記の事由により、令和 7 年 4 月 1 日以降は「大和郡山市長」に関する事項は「奈良県広域水道企業団企業長」に、「大和郡山市上下水道部」に関する事項は「奈良県広域水道企業団大和郡山事務所」に適宜読み替えるものとする。